

不利益処分の処分基準

処 分 の 内 容		支払の調整
根拠法令及び条項		児童手当法第 1 3 条
所 管 部 課 係 名		こども未来部こども給付課給付係
処 分 基 準	関 係 条 項	
	基 準 (未設定の場合はその理由)	児童手当の支給を受けている者が、児童手当の支給要件に該当しなくなったにもかかわらず、児童手当の支給を受け、その後再び支給要件に該当して市区町村長の認定を受けた場合、支給すべきではなかった期間の分の児童手当は再認定した後の支給分からの内払いとみなし支給額から差し引くことができる。 また、児童手当の額を減額すべきであったのに当初認定を受けた額にて児童手当の支給を受けている場合も、減額事由が判明した時点以降に支給する児童手当の内払いとみなし支給額から差し引くことができる。
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成 2 7 年 4 月 1 日設定（令和 6 年 1 0 月 1 日最終変更）